

あわらし議会基本条例

(前文)

地方議会は、多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能及び執行機関の監視を行う機能を担い、住民自治と団体自治から構成される地方自治の本旨の実現を目指すものである。

あわらし市議会は、市民から選ばれた議員で構成する合議制の機関として、市長とともに二元代表制の一翼を担い、これまであわらし市における自治の実現に努めてきたところである。

一方、地方の権限が拡大し、地方分権が一層進展しつつある現在では、こうした流れに的確に対応することが重要であり、そのため議会には、市民の多様な意見を反映できる機関として、さらなる充実・強化が求められている。

ここに、あわらし市議会は、その役割と責務を自覚し、あわらし市における地方自治の本旨の確立と市民生活の向上を図るため、市民に開かれ、市民の視点に立った活力ある議会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則その他議会の運営に関する基本的事項を定めることにより、公平かつ公正で透明な議会運営を図り、もって市民生活の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、市民生活の向上と市政の発展を目的に、公平かつ公正で透明な議会運営を図るための基本事項を定めるものです。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会であること。
- (2) 市民の代表機関として、市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (3) 市民本位の立場から、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)により市政の運営が適正に行われているかを監視すること。
- (4) 必要に応じ議案審査に関する資料の提供等を行い、市民の傍聴意欲を高める積極的な議会運営に努めること。

【解説】

議会は、市民の代表機関であることを自覚し、市民に関心を持たれる議会運営のための4つの活動原則を定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 言論の府及び合議制の機関である議会を構成する一員として、議員相互の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの政策形成及び立案能力の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部団体又は地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

【解説】

議員が、市民の立場に立って活動するにあたっての、4つの基本的活動原則を定めています。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
- 3 会派は、政策の立案、提言、決定等に際し、必要に応じて他の会派と調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

議員は、同一理念を共有し活動するために、会派を結成できることを定めています。

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、その透明性を高めるため、議会の活動に関する情報を積極的に公表し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の運営に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する参考人制度及び公聴会制度を積極的に活用し、市民の意見を議会の討議に反映させるよう努めなければならない。
- 4 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて提案者の意見聴取の機会を設けることができる。
- 5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を公表する等必要な措置を講じ、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 7 議会は、少なくとも年1回以上議会報告会を開催し議会の説明責任を果たすとともに、当該報告会で聴取した市民の意見を反映し議会運営の改善を図るものとする。

【解説】

- 1 議会の果たすべき重要な責任として、情報の公開の徹底と、市民に対する説明責任の履行について定めています。
- 2 本会議、委員会及び全員協議会を原則として公開し、審議の経過や内容など情報公開することを定めています。
- 3 法律の制度を活用し、市民の意見等を議会に反映させることを定めています。
- 4 請願や陳情を市民の政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴取する機会を設けることを定めています。

- 5 区長会や商工会などの市民の団体との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図ることを定めています。
- 6 議員に対する市民の評価が的確になされるように、各議員の議案に対する表決結果を議会だよりや議会ホームページなどで公表することを定めています。
- 7 議会として説明責任を果たし、更に多様な住民意思や意見を聴取する場として、議員全員による議会報告会を年1回以上開催することを定めています。

(議員と市長等との関係)

第6条 議会は、二代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、市長等とともに市政の発展に努めなければならない。

- 2 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【解説】

- 1 議員は、理事者との緊張関係を保持しながら、市政の発展に努めることを定めています。
- 2 本会議における一般質問は、市政の論点・争点を明確にするため、一問一答方式で行うことを定めています。
- 3 理事者は、議長等の許可により、議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため逆質問することができることを定めています。

(政策等の形成過程の説明請求)

第7条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準の向上に資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の提案事由
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算

【解説】

市長が、重要な政策を提案する場合は、これらの政策の公正・透明性を図り、政策水準を高める議論を行うために6項目の情報提供に努めるよう市長に求めることを定めています。

(予算及び決算の審査)

第8条 議会は、予算及び決算の審査に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別、事業別等に整理した説明資料の提出を求めるものとする。

【解説】

市長が、予算や決算を議会に提出するに当たり、市民の代表である議員が審議を深めやすいように、分かりやすい説明資料の作成に努めることを市長に求めていくことを定めています。

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議又は委員会において、議員提出議案、市長提出議案、市民による提案等の審査及び採決に当たっては、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その過程及び結果について、市民への説明責任を果たさなければならない。

【解説】

- 1 議会は、討論の場であることの確認、議員間の討議を中心に運営に努めることを定めています。
- 2 議会は、本会議及び委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員間で十分に議論を尽くして合意形成に努めること、市民に対しその結果の説明責任を果たすことを定めています。

(委員会の活動)

第10条 委員会は、審査に係る資料等を積極的に公開しながら、市民に分りやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員長は、委員会の秩序保持に努めるとともに、委員会の審議結果を適切に議会に報告しなければならない。

【解説】

委員会は、その専門性を活かして市民にわかりやすい審査に努めることを定めています。

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との研修会を積極的に開催するものとする。

【解説】

議員の資質及び政策立案能力向上のため、議員研修を充実強化することを定めています。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、前項の規定による情報の周知に当たっては、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう努めるものとする。

【解説】

- 1 議会は、市政の重要な情報を市民に周知することを定めています。
- 2 情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、市民に関心を持ってもらうよう定めています。

(議会図書室の利用)

第13条 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書の充実に努めるものとする。

【解説】

議会図書室の充実を図り、広く活用することを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び政策法務の機能の強化を図るものとする。

【解説】

地方分権が進む中、議員の政策提言及び政策立案等を行うには議会事務局の役割も大きくなっています。そのため、より良い事務局体制を整えるよう努めることを定めています。

(議員定数)

第15条 議員の定数は、別に条例で定める。

2 議員定数については、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市民の意見を尊重しながら、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮しなければならない。

【解説】

- 1 議員定数は、別にあわら市議会の定数を定める条例(平成18年あわら市条例第18号)で定められています。
- 2 議員定数については、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望を十分に踏まえたものであることを定めています。

(議員報酬)

第16条 議員の報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬については、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市民の意見を尊重しながら、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮したものであるものとする。

【解説】

- 1 議員報酬は、別にあわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成16年あわら市条例第33号)で定められています。
- 2 議員報酬については、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望等を十分に踏まえたものであることを定めています。

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

【解説】

- 1 市民の代表である議員は、市民全体の奉仕者として、自らの役割を自覚し、その人格と倫理の向上に努め、行動することを定めています。
- 2 議員の政治倫理は、別にあわら市議会議員政治倫理条例(平成22年あわら市条例第10号)で定めることとしています。

(最高規範性)

第18条 この条例は議会の最高規範であって、議会はこの条例に反する議会関係条例、規

則、規程等（以下「議会関係条例等」という。）を制定してはならない。

【解説】

本条例は、あわら市議会における最高規範であると定めています。

（議会及び議員の責務）

第 19 条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の議決機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

【解説】

条例の理念、原則に基づき、議会が市民を代表する合議制機関としての責任を果たすことを定めています。

（見直し手続）

第 20 条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的その他の規定について議会運営委員会で検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正を含め適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

条例の検証と対応を定めています。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。